

老人保健施設りは・くにくさ
(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あと会が開設する老人保健施設りは・くにくさ(以下「当事業所」という。)において実施する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の理学療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 訪問リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。
- 2 介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたって、対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者・要支援者とする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1)施設名 老人保健施設 りは・くにくさ
(2)所在地 広島県広島市安芸区阿戸町 485 番地の1
(3)電話番号 082-856-0600 FAX 番号 082-856-0633

(従業者の職種、員数)

第4条 当事業所の従事者の職種、員数は、以下のとおりとする。

職種	員数	備考
管理者(医師)	1	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士	1 以上	

- 2 その他必要に応じて雇用することがある。

(従業員の職務内容)

第5条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(代理及び代決)

第6条 管理者が事故等により職務を遂行できない場合は、社会福祉法人の理事長がその職務を代理する。

- 2 前項の規定により管理者職務の代理をした者は、あらかじめ管理者が定めた事項のほか、必要と認める事項を管理者に報告しなければならない。

(職員の勤務条件)

第7条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人あと会の就業規則による。

(営業日及び営業時間)

第8条 当事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝祭日とする。(ただし1月1日～1月3日を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、サービス提供時間は午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容)

第9条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

広島市安芸区

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、実施

地域以外の路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 職員は職務内容の充実と向上を図るために、月1回の職員会議に出席するものとする。
- (2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (4) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の設置及び定期的な開催と、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待を防止するための措置を実施するための担当者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人あとの会の理事会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和1年9月1日より施行する。

この運営規程は、令和7年7月1日より一部改正する。